

周南市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

周南市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年2月27日 提出

提出者 周南市議会議会運営委員会
委員長 小林 雄 二

周南市議会委員会条例の一部を改正する条例

周南市議会委員会条例(平成15年周南市条例第243号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

- 2 補欠委員及び第7条第3項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

第5条の見出し中「特別委員会の設置」の次に「等」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第7条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に定める規定の施行の日から施行する。

(参 考)

周南市議会委員会条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第 1 章 総則</p> <p>(常任委員及び議会運営委員の任期)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p><u>2 補欠委員及び第 7 条第 2 項に規定する所属変更後の常任委員の任期は、前任委員の残任期間とする。</u></p> <p>(特別委員会の設置__)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(委員の選任)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2 (略)</u></p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>(常任委員及び議会運営委員の任期)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p><u>2 補欠委員及び第 7 条第 3 項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、前任委員の残任期間とする。</u></p> <p>(特別委員会の設置等)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。</u></p> <p>(委員の選任)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p><u>2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p>